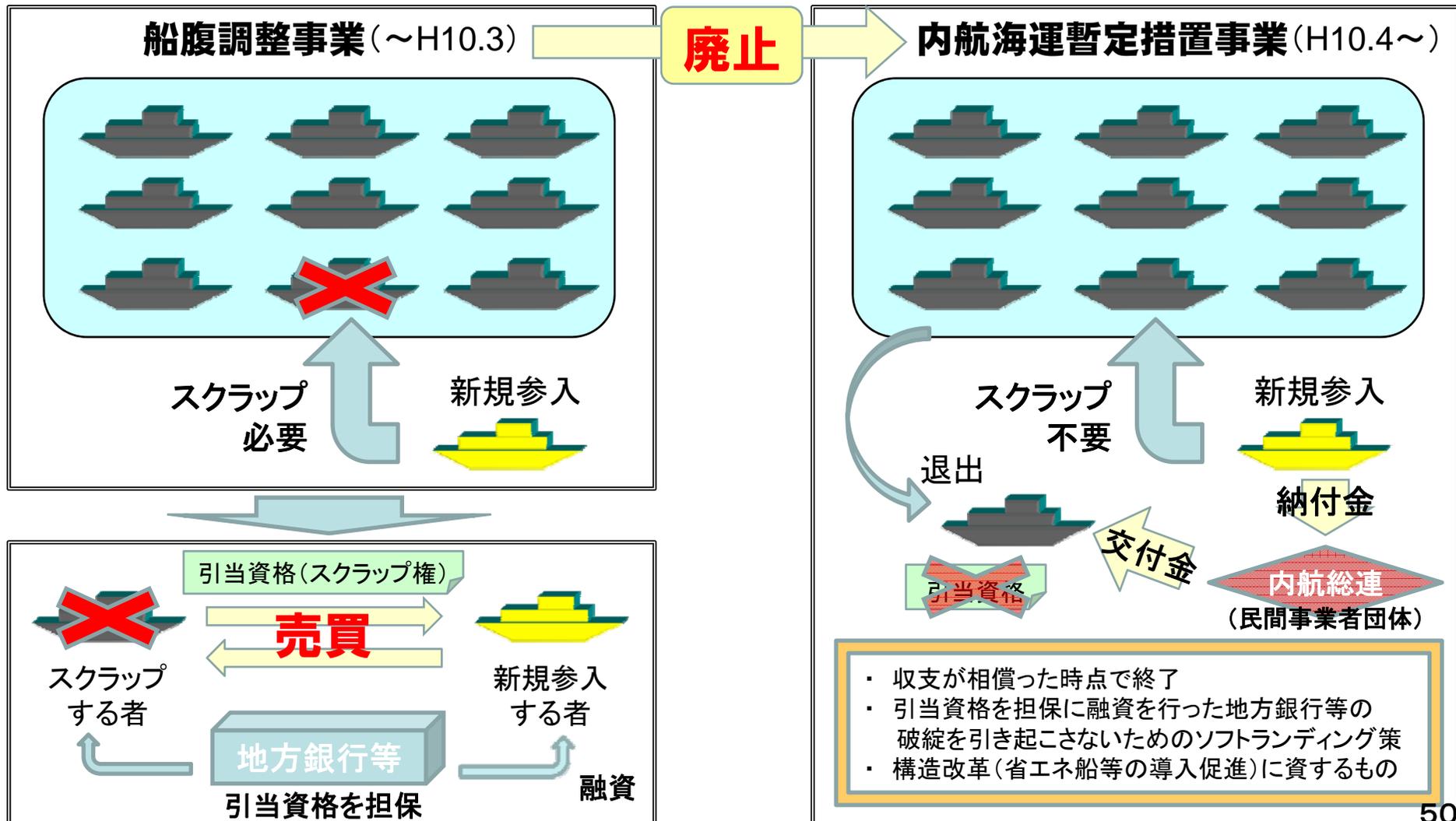


III 暫定措置事業について

1 船腹調整事業から内航海運暫定措置事業へ

平成10年に、内航海運の活性化を図るため、船腹の過剰状態を適正にするために実施していた「船腹調整事業」を解消し、「内航海運暫定措置事業」を導入した。「内航海運暫定措置事業」は、

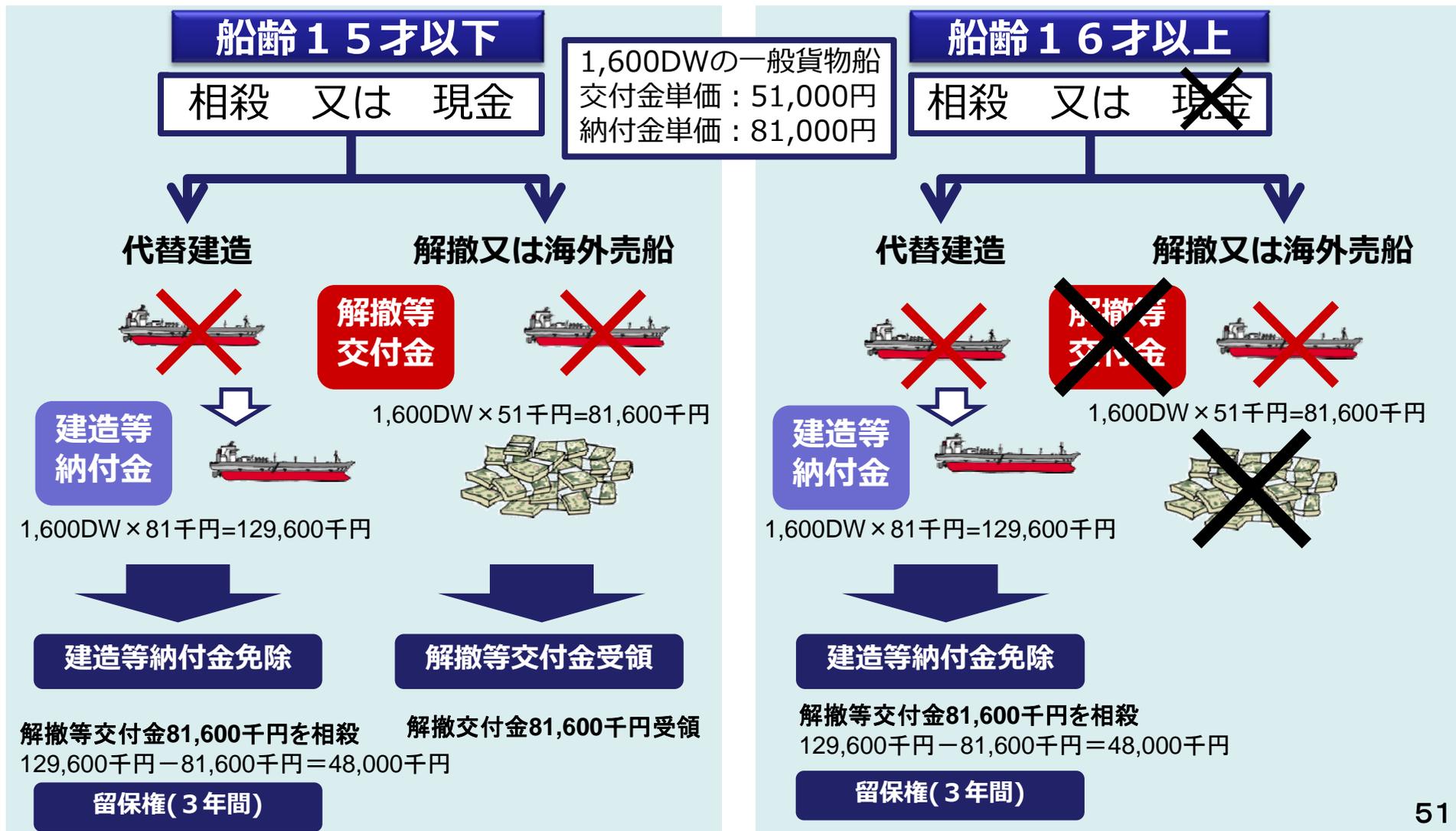
- ①事実上の経済的価値を有していた引当資格が無価値化する経済的影響を考慮したソフトランディング策であり、
- ②保有船舶の解撤を促進することにより、内航海運の構造改革(省エネ船、効率性の高い船舶の導入促進)に資するもの。



2 建造等納付金免除制度

○解撤等交付金対象船舶は、平成15年3月31日までは特に年齢制限を設けていなかったが、現在は船齢15年以下の船舶に限定されている。

○ただし、船齢16歳以上の船舶についても、解撤等交付金という現金収入は得られないものの、代替建造する場合には、解撤等交付金相当額について建造等納付金を免除することができ、当該権利については解撤後3年間は留保することが可能。



3 内航海運老齡船処理事業の概要

○暫定措置事業の解撤等交付金については、事業の早期解消のため、交付金対象船舶は船舶の耐用年数をベースに船齢15年以下の船舶に限定されていた。
 ○平成20年秋の世界同時不況を受け、平成21年度第1次補正予算により、平成21年11月までに申請があり、平成23年1月までに解撤等を行った船齢16年超船に対して、解撤等交付金(単価は通常の交付金の半額)を支出する内航海運老齡船処理事業を行い、老齡船の市場からの撤退を図ることとした。

老齡船処理事業

船齢16歳超船を解撤・海外売船した場合



従来は支出されなかった
 解撤等交付金を支出
 (単価は通常の交付金の半額)

老齡船処理事業のために借り入れた総額
 :約96億



解撤隻数:118隻(うち89隻解撤完了)
 支出額:約25億(うち約20億支出完了)

* 平成22年11月現在、未使用額の約71億は既に返却済。

4 建造等納付金・解撤等交付金単価の推移

建造等納付金、解撤等交付金については毎年一定幅で減少し、新船建造に対する負担を減らす一方で、納付金・交付金の差も徐々に広がっており、暫定措置事業の収支を改善する方向で単価設定がなされている。

【建造等納付金単価】

(単位: 円/対象トン数当たり)

船種区分	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
一般貨物船	125,000	120,000	115,000	110,000	110,000	106,000	106,000	106,000	101,000	96,000	91,000	86,000	81,000	76,000	71,000
特殊貨物船	75,000	70,000	65,000	60,000	60,000	58,500	58,500	58,500	56,500	54,500	52,500	50,500	48,500	46,500	44,500
油送船	75,000	70,000	65,000	60,000	60,000	58,500	58,500	58,500	56,500	54,500	52,500	50,500	48,500	46,500	44,500
曳船	12,500	12,000	11,500	11,000	11,000	10,600	10,600	10,600	10,100	9,600	9,100	8,600	8,100	7,600	7,100

※対象トン数とは、貨物船＝載貨重量トン(D/W)、油送船＝貨物油槽全容積立方メートル(m³)、曳船＝主機軸馬力(馬力)をいう。

【解撤等交付金単価】

(単位: 円/対象トン数当たり)

船種区分	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
一般貨物船	110,000	105,000	100,000	95,000	90,000	86,000	81,000	76,000	71,000	66,000	61,000	56,000	51,000	46,000	41,000
特殊貨物船	60,000	55,000	50,000	45,000	40,000	38,500	36,500	34,500	32,500	30,500	28,500	26,500	24,500	22,500	20,500
油送船	60,000	55,000	50,000	45,000	40,000	38,500	36,500	34,500	32,500	30,500	28,500	26,500	24,500	22,500	20,500
曳船	11,000	10,500	10,000	9,500	9,000	8,600	8,100	7,600	7,100	6,600	6,100	5,600	5,100	4,600	4,100

※対象トン数とは、貨物船＝載貨重量トン(D/W)、油送船＝貨物油槽全容積立方メートル(m³)、曳船＝主機軸馬力(馬力)をいう。

【差】

船種区分	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
一般貨物船	15,000	15,000	15,000	15,000	20,000	20,000	25,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000
特殊貨物船	15,000	15,000	15,000	15,000	20,000	20,000	22,000	24,000	24,000	24,000	24,000	24,000	24,000	24,000	24,000
油送船	15,000	15,000	15,000	15,000	20,000	20,000	22,000	24,000	24,000	24,000	24,000	24,000	24,000	24,000	24,000
曳船	1,500	1,500	1,500	1,500	2,000	2,000	2,500	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000